

第10節 難聴児の早期発見・早期療育推進のための計画の修正（案）について

現行	修正（案）	修正理由
<p>第10節 難聴児の早期発見・早期療育推進のための計画</p> <p>難聴児は、早期に適切な支援を受けることにより、自立した生活を送るために必要な言語（手話を含む）・コミュニケーション手段の円滑な獲得につなげることができ、今後の社会生活をより豊かなものにすると考えられることから、難聴を早期に発見し、療育及び教育につなげることが重要とされています。</p> <p>このため、保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関や医療機関等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供できるよう難聴児及びその家族等の支援に取り組みます。</p> <p>1 基本的な取組</p> <p>① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査に係る協議会を設置するとともに、県における推進体制を整備することを目的として「福岡県乳幼児聴覚支援センター」を設置します。 新生児聴覚検査から療育まで遅滞なく円滑に繋ぐための事務処理マニュアルを作成し、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行います。 難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施します。 <p>② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保します。 難聴児とその家族等に対する支援に関する課題を関係者で共有し、支援の充実を図ります。 <p>③ 特別支援学校のセンター的機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実します。 特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実を図ります。 地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。 	<p>第10節 難聴児の早期発見・早期療育推進のための計画</p> <p>難聴児は、早期に適切な支援を受けることにより、自立した生活を送るために必要な言語（手話を含む）・コミュニケーション手段の円滑な獲得につなげることができ、今後の社会生活をより豊かなものにすると考えられることから、難聴を早期に発見し、療育及び教育につなげることが重要とされています。</p> <p>このため、保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関や医療機関等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供できるよう難聴児及びその家族等の支援に取り組みます。</p> <p>1 基本的な取組</p> <p>① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査に係る協議会において、<u>検査体制の整備や関係機関との連携強化を図ります。また、「福岡県乳幼児聴覚支援センター」において、新生児聴覚検査の未受検児及び要精密検査となった子のフォローを行い、難聴児の早期発見、早期療育につなげます。</u> 新生児聴覚検査から療育まで遅滞なく円滑に繋ぐための事務処理マニュアルに基づき、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行います。 難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施します。 <p>② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>難聴児支援のための中核的機能を有する協議の場において、難聴児とその家族等に対する支援に関する課題を関係者で共有し、支援の充実を図ります。</u> <p>③ 特別支援学校のセンター的機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実します。 特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や福岡県特別支援教育推進ネットワークの充実を図ります。 地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査に係る協議会は設置済みであるため。 「福岡県乳幼児聴覚支援センター」は設置済みであるため。 事務処理マニュアルは作成済みであるため。 難聴児支援のための中核機能を有する協議の場を年度内に設置する予定であるため。

<p>2 地域の実情に応じた取組</p> <p>① 新生児聴覚検査体制の整備</p> <p>I リファアーと判定された子の追跡調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査（生後3日以内の初回検査）でリファアーとなった場合に概ね生後1週間以内に確認検査を実施すること及び確認検査でもリファアーとなった場合に生後3か月頃までに精密検査を実施し、療育等が必要な場合は生後6か月までに繋げるスキームを整備します。 新生児聴覚検査でリファアーとなった子の検査結果の把握、精密検査機関の紹介を含めた家族等に対する早期からの援助・相談対応、精密検査機関との連携体制の構築等を行います。里帰り出産等新生児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたリファアーとなった子については追跡する方法について検討を行います。把握・情報の管理にあたっては市町村や関係機関と連携します。 言語聴覚士等を配置した乳幼児聴覚支援センターにおいて、支援が必要な子の療育開始までのフォローアップ、相談支援、精度管理等を実施します。 <p>II マニュアルの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査でリファアーとなった場合の対応を整理したマニュアルを作成し、その普及や活用の検討を行います。マニュアルは実情に合わせて定期的な見直しを行い、関係機関で共有します。 <p>III 受検率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制を整備し、市町村が検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図れるよう働きかけ等を行います。 市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うよう周知します。 <p>IV 精度管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査を実施している産科医療機関等に対し、定期的に検査の実施状況の把握・確認や検査の精度管理を行います。また、検査担当者等を対象とした精度管理向上等のための研修会を実施します。 <p>V 検査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査でリファアーとなった子が生じた場合、情報を集約し、 	<p>2 地域の実情に応じた取組</p> <p>① 新生児聴覚検査体制の整備</p> <p>I リファアーと判定された子の追跡調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査（生後3日以内の初回検査）でリファアーとなった場合に概ね生後1週間以内に確認検査を実施すること及び確認検査でもリファアーとなった場合に生後3か月頃までに精密検査を実施し、療育等が必要な場合は生後6か月までに繋げます。 新生児聴覚検査でリファアーとなった子の検査結果を把握し、精密検査機関の紹介を含めた家族等に対する早期からの援助・相談対応、精密検査機関との連携体制の構築等を行います。また、里帰り出産等新生児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたリファアーとなった子への対応についても事務処理マニュアルに沿って、市町村や関係機関と連携し、情報の把握を行います。 言語聴覚士等を配置した乳幼児聴覚支援センターにおいて、支援が必要な子の療育開始までのフォローアップ、相談支援、精度管理等を実施します。 <p>II マニュアルの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査から療育まで遅滞なく円滑に繋ぐために作成した事務処理マニュアルを基に、関係機関で連携して支援を実施します。また、マニュアルは実情に合わせて定期的な見直しを行い、関係機関で共有します。 <p>III 受検率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できる体制を整備し、市町村が検査に係る費用について公費負担を行い、受検者の経済的負担の軽減を図れるよう働きかけ等を行います。 市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査等の機会を活用し、新生児聴覚検査についての普及啓発を行うよう周知します。 <p>IV 精度管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査を実施している産科医療機関等に対し、定期的に検査の実施状況の把握・確認や検査の精度管理を行います。また、検査担当者等を対象とした精度管理向上等のための研修会を実施します。 <p>V 検査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査でリファアーとなった子が生じた場合、情報を集約し、 	<ul style="list-style-type: none"> 療育に繋げるスキームは整備済みであるため。 リファアーとなった子への対応について具体的内容を記載することとした。 事務処理マニュアルは作成済みであるため。
---	---	---

<p>家族の承諾が得られる範囲で精密検査機関及び市町村と連携し、情報共有を行います。</p> <p>② 地域における支援</p> <p>I 協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関や医療機関等の関係機関の人的資源及び現状を把握したうえで、当事者を含めて、関係機関で顔の見える関係を構築します。医療機関、療育機関及び教育機関等関係機関で日常的な連携や情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ、連携による支援の必要性について認識を共有し、関係を円滑にしていくための協議会を設置します。 <p>II 多様な関係者の参画</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健師等様々な施設に参画するコーディネーターや、特にロールモデルやメンターとしての当事者・当事者支援団体を連携体制に含めるよう努めます。また、重複障がいの難聴児も一定数いることから、複数の関係科の医師や、聴覚分野や言語発達に詳しい言語聴覚士、療育機関の関係者が連携体制に参画できるよう努めます。多様な関係者が参画する前述の協議会では、多様性に対する寛容性を有するよう配慮します。 都道府県の聴覚障がい者情報提供施設等や難聴児への支援を行っている特別支援学校等が連携体制に参画し、相互に支援の専門性が共有されるよう努めます。 その他、地域の実情に応じて、上記以外の民間の支援団体との連携、活用について検討します。 <p>③ 家族等に対する支援</p> <p>I 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査等の機会を活用し、新生児聴覚検査の意義・相談窓口を周知するとともに、関連の情報にアクセスしやすいようホームページ等を作成します。 <p>II 相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児聴覚支援センターにおいて、言語聴覚士等の専門員が子どものきこえに不安を持つ保護者などからの相談に対応し、保護者等の不安軽減に努めます。 	<p>家族の承諾が得られる範囲で精密検査機関及び市町村と連携し、情報共有を行います。</p> <p>② 地域における支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>県内4地域に設置した、医療機関、療育機関及び教育機関や当事者・当事者支援団体、聴覚分野や言語発達に詳しい言語聴覚士等多様な関係者で組織する聴覚障がい児・家族支援事業実行委員会において、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ、連携による支援について認識を共有し、日常的な連携や情報交換を行うとともに、親子手話教室や乳幼児相談支援について連携して支援します。</u> <u>多様な関係者が参画する実行委員会では、多様性に対する寛容性を有するよう配慮し、地域の実情に応じて、上記以外の民間の支援団体との連携、活用について検討します。</u> <p>③ 家族等に対する支援</p> <p>I 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査等の機会を活用し、新生児聴覚検査の意義・相談窓口を周知するとともに、関連の情報にアクセスしやすいようホームページ等を活用します。 <p>II 相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児聴覚支援センターにおいて、言語聴覚士等の専門員が子どものきこえに不安を持つ保護者などからの相談に対応し、保護者等の不安軽減に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会ではなく、実行委員会において支援する体制となったため所要の修正を行った。 ホームページは作成済みであるため。
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等からの相談等に対して、関係機関と連携しながら、乳幼児期から学齢期まで適切な支援を行います。 <p>Ⅲ 交流の機会確保・周囲の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。 ・ 難聴は周囲から気付かれにくい障がいであると考えられることを踏まえ、軽中等度難聴を含め、周囲の障がい特性についての理解を促します。 <p>④ 学校や障がい児通所支援事業所等関係機関における取組</p> <p>I 支援の専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の教員による、専門的な立場からの難聴児に関する指導助言の実施や、本人や家族等の意向を踏まえつつ必要な環境整備や支援等を行います。 ・ 聴覚特別支援学校等の聴覚障がい教育の専門性向上のため、免許法認定講習の充実など聴覚障がい者に関する教育の領域を定めた免許状（以下「免許状」という。）の保有率を高める取組の実施や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、福岡県教育センター等における研修の受講促進を図るとともに、免許状を有し、専門性の高い教員等の配置・異動の工夫や、人事交流等により、難聴児への切れ目ない支援が実現できるよう配慮します。 ・ 通常の学級に通う難聴児も聴覚特別支援学校に通う難聴児に提供されるような支援を受けることができるよう、合理的配慮を含めた環境の整備、通級による指導を担当する教員の聴覚障がい教育の専門性向上の取組やインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ小学校等での障がい者及び特別支援教育の理解の促進に向けた取組を継続します。 ・ 難聴児向け児童発達支援センターが、難聴児支援の専門性を活用し、他の児童発達支援事業所の専門性を向上するための研修等について、行政、医療等とも協働して地域で連携して取り組んでいけるよう配慮します。 <p>⑤ 切れ目ない支援に向けた取組</p> <p>I 軽中等度難聴児を含む切れ目ない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児期以降において徐々に発現する進行性難聴や後天性の一側性難聴は、新生児聴覚検査で再検不要と判断された場合でも、市町村に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等からの相談等に対して、関係機関と連携しながら、乳幼児期から学齢期まで適切な支援を行います。 <p>Ⅲ 交流の機会確保・周囲の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設けます。 ・ 難聴は周囲から気付かれにくい障がいであると考えられることを踏まえ、軽中等度難聴を含め、周囲の障がい特性についての理解を促します。 <p>④ 学校や障がい児通所支援事業所等関係機関における取組</p> <p>I 支援の専門性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校の教員による、専門的な立場からの難聴児に関する指導助言の実施や、本人や家族等の意向を踏まえつつ必要な環境整備や支援等を行います。 ・ 聴覚特別支援学校等の聴覚障がい教育の専門性向上のため、免許法認定講習の充実など聴覚障がい者に関する教育の領域を定めた免許状（以下「免許状」という。）の保有率を高める取組の実施や独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、福岡県教育センター等における研修の受講促進を図るとともに、免許状を有し、専門性の高い教員等の配置・異動の工夫や、人事交流等により、難聴児への切れ目ない支援が実現できるよう配慮します。 ・ 通常の学級に通う難聴児も聴覚特別支援学校に通う難聴児に提供されるような支援を受けることができるよう、合理的配慮を含めた環境の整備、通級による指導を担当する教員の聴覚障がい教育の専門性向上の取組やインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ小学校等での障がい者及び特別支援教育の理解の促進に向けた取組を継続します。 ・ 難聴児向け児童発達支援センターが、難聴児支援の専門性を活用し、他の児童発達支援事業所の専門性を向上するための研修等について、行政、医療等とも協働して地域で連携して取り組んでいけるよう配慮します。 <p>⑤ 切れ目ない支援に向けた取組</p> <p>I 軽中等度難聴児を含む切れ目ない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児期以降において徐々に発現する進行性難聴や後天性の一側性難聴は、新生児聴覚検査で再検不要と判断された場合でも、市町村に 	
--	--	--

<p>おける1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等及び就学前後の健康診断の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子については精密検査の受診が確実にされるよう市町村等へ助言を行います。あわせて、市町村の健康診査等に関わる母子保健業務従事者を対象に、難聴児の早期発見・早期療育の必要性について、情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査でリファアとなった子と家族等が、適切な指導援助・支援を受けられるよう、各市町村に設置されている<u>子育て世代包括支援センター</u>（または<u>こども家庭センター</u>）等、子育ての相談対応を行っている機関と十分な連携を図ります。<u>難聴の相談対応を行っている機関としては、障がい児通所支援事業所、聴覚特別支援学校、小学校等の難聴特別支援学級等が想定される</u>ところ、<u>地域資源を踏まえて適切な機関と連携が図られるよう留意</u>します。 聴覚特別支援学校等の乳幼児教育相談の更なる充実を図るため、地域における保健、医療、福祉の関係機関との連携強化に取り組みます。 きこえない、きこえにくい乳幼児とその家族等が親子で手話や円滑なコミュニケーション方法を学ぶ教室を開催するとともに、保育所等に出向き、きこえない、きこえにくい乳幼児とのかかわり方等について相談対応を行います。 <p>II 就学に当たっての意向の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> 難聴児の就学先の決定に当たっては、特別支援学校及び難聴特別支援学級等も含め、「保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない」とされている通知の趣旨を十分に踏まえ行います。 	<p>おける1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等及び就学前後の健康診断の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子については精密検査の受診が確実にされるよう市町村等へ助言を行います。あわせて、市町村の健康診査等に関わる母子保健業務従事者を対象に、難聴児の早期発見・早期療育の必要性について、情報提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査でリファアとなった子と家族等が、適切な指導援助・支援を受けられるよう、各市町村に設置されている<u>こども家庭センター</u>等、子育ての相談対応を行っている機関<u>や通所支援事業所、聴覚特別支援学校等</u>、難聴の相談を行っている機関と十分な連携を図ります。 聴覚特別支援学校等の乳幼児教育相談の更なる充実を図るため、地域における保健、医療、福祉の関係機関との連携強化に取り組みます。 きこえない、きこえにくい乳幼児とその家族等が親子で手話や円滑なコミュニケーション方法を学ぶ教室を開催するとともに、保育所等に出向き、きこえない、きこえにくい乳幼児とのかかわり方等について相談対応を行います。 <p>II 就学に当たっての意向の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> 難聴児の就学先の決定に当たっては、特別支援学校及び難聴特別支援学級等も含め、「保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない」とされている通知の趣旨を十分に踏まえ行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月の児童福祉法改正に伴う修正（子育て世代包括支援センター→こども家庭センター）
--	---	--